

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：珠洲市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.1%
全職員	75.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.8%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	93.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	119.1%
31～35年	93.8%
26～30年	88.7%
21～25年	88.9%
16～20年	91.4%
11～15年	94.2%
6～10年	104.0%
1～5年	58.9%

【説明欄】

- 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には、該当者が存在しない。
- 医療職給料表（一）の適用を受ける職員並びに勤続年数1～5年に含まれる他自治体からの出向職員については、給与水準が高く、また、当該職員に占める女性の割合が28.6%と偏りがある。参考として、これらの職員を除外した場合の勤続年数別は、次のように変動する。
(26～30年 94.1%、21～25年 98.6%、16～20年 99.9%、1～5年 108.6%)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。